

沖縄県高等学校等奨学のための給付金

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成26年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和3年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。(新入生への一部支給は除く)。

- (1) 保護者等(親権者)の令和3年度の道府県民税及び市町村民税所得額が非課税、又は生活保護受給世帯
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学している



○支給額(返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)		32,300円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	110,100円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	141,700円
	通信制・専攻科課程に在籍	48,500円

○提出書類

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書(様式1)※ 消せない筆記具で書類に記入してください。
- ② 令和3年度の課税証明書等(保護者全員分)
- ③ 生活保護受給証明書(生活保護を受給している場合)(様式2)
- ③ 健康保険証の写し(15歳以上23歳未満(中学生を除く)の扶養されている兄弟姉妹がいる場合)
- ④ 債権者登録申請書(別添様式)
- ⑤ 振込口座の通帳の写し

提出書類	生業扶助 受給世帯	非課税世帯	
		対象生徒が 第1子	対象生徒が 第2子以降
① 高校生等奨学給付金受給申請書	○	○	○
② 課税証明書等		○	○
③ 生活保護受給証明書	○		
④ 健康保険証の写し			○
⑤ 債権者登録申請書	○	○	○
⑥ 振込先口座の通帳の写し	○	○	○

○問い合わせ先

事務室 担当者 照屋・稲嶺 TEL:098-946-2207